入　札　公　告

令和８年11月17日

次のとおり条件付き一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

地方競馬全国協会
地方競馬教養センター会計
契約担当役　浅見　謙二郎

１．競争入札に付する事項

（１）件　名　　**地方競馬教養センター　420m 走路鏡設置工事**

（２）施工場所　　栃木県那須塩原市接骨木 443（地方競馬教養センター内）

（３）仕　様　等　　入札説明書及び仕様書のとおり

（４）工　期　　契約締結日から令和９年３月 31 日まで

＊ただし、上記期間内においても当センターでの行事等の実施に伴い、工事日程の調整又は休工を求めることがある。

（５）入札の方法

最低価格落札方式とし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　一般競争参加資格

(1) 以下に示す要件のいずれかを満たす者であること。

①　今年度(令和８年度)に有効な栃木県建設工事入札参加資格者格付において、土木一式工事のSA、A又はBに格付けされている事業者

②　今年度(令和８年度)に有効な那須塩原市建設工事入札参加資格者格付において、土木一式工事のA又はBに格付けされている事業者

(2) 栃木県北地域に本店又は支店があること。

(3) 次に該当しない者であること。

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者

②　暴力団排除に関する誓約事項について同意しない者

③　競争参加資格確認申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

④　本件公告の日から入札執行までの間、以下の者のいずれかから指名停止又は取引停止の措置を受けている者

・農林水産省
・日本中央競馬会
・地方競馬主催者
・栃木県
・那須塩原市

⑤　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(4) 入札説明書の交付を受け、かつ競争参加資格確認申請書を提出した者であること。
※競争入札に参加を希望する者は、上記の要件を満たすことを証明する書面の写を添えて、別に定める**競争参加資格確認申請書**を提出するものとする。なお、必要に応じて会社業績を証する書類（商業登記簿謄本の写、直近の財務諸表、納税証明書の写、会社概要等）の提出を求めることがある。

3　入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

栃木県那須塩原市接骨木443
地方競馬全国協会 地方競馬教養センター 庶務課
（担当：四方、木村、伊藤、今津）
電話　0287－36－5511
FAX　0287－36－5513
E-mail　center@nar.keiba.go.jp
※ **問合せは特別な事情がある場合を除いてメールにて行うこと**

(2) 入札説明書等の交付方法

上記(1)の場所にて交付する。
郵便又はメールによる交付を希望する場合は、上記(1)に連絡のうえ、交付を依頼すること。その際、競争参加資格の有無等について、確認することがある。
（※ 郵便の遅配等による苦情は一切受け付けない）

(3) 入札説明書等の交付期間

令和８年11月17日(火)から令和８年11月26日(木)午後４時まで
（ただし土日祝日を除く）
※ **必ず事前連絡の上、来所すること**

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期限
令和８年11月30日(月) 午後４時まで （郵送の場合も同じ）

(5) 入札日時及び場所
令和８年12月２日(水) 午前10時
地方競馬教養センター本館１階会議室
※ 本件入札については、郵便による入札書提出を認めない。

(6) 開札後の審査書類の提出
令和８年12月４日(金) 午後４時
※ (1)に示す担当部署へ持参により提出すること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金
免除する。

(3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法
地方競馬全国協会の教養センター会計契約担当役が別に定める予定価格の範囲内で最低金額を提示した業者を落札候補者とし、入札説明書「８．開札後の競争参加資格の審査に関する事項」により、競争参加資格を審査の上、落札者を決定する。
ただし、落札候補者の入札価格が設定された低入札価格調査基準に該当することとなったときは落札者の決定を保留し、調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。

なお、低入札価格調査の結果によっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(5) 工期は落札者決定後の協議により変更することがある。

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

以上